

## 公費負担の限度額

### 1 選挙運動用自動車の使用

区分		公費負担の対象	上限単価等	限度額
一般運送契約 (ハイヤー方式)		選挙運動用自動車として 使用された各日の料金の 合計額 (同一の日につ いては1台に限る。)	各日あたり 64,500 円	322,500 円 (64,500 円×5 日)
一 般 運 送 契 約 以 外 の 契 約	1 自動車借入契約 (レンタカー方式)	選挙運動用自動車として 使用された各日の料金の 合計金額 (同一の日につ いては1台に限る。)	各日あたり 16,100 円	80,500 円 (16,100 円×5 日)
	2 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給 した燃料の代金 (代替車 を含む。)	選挙運動 1日あたり 7,700 円	38,500 円 (7,700 円×5 日)
	3 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転 業務に従事した各日につ いて支払う報酬の合計金 額(同一の日については1 人に限る。)	各日あたり 12,500 円	62,500 円 (12,500 円×5 日)

※1 無投票の場合は、告示日1日分を対象とします。

### 2 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	上限枚数 (A)	上限単価 (B)	限度額 (A×B)
町長選挙	5,000 枚	7 円 73 銭	38,650 円
町議会議員選挙	1,600 枚	7 円 73 銭	12,368 円

### 3 選挙運動用ポスターの作成

上限枚数 (A)	上限単価 (B)	限度額 (A×B)
300 枚 (掲示場数×1.2)	745 円 (541 円 31 銭×掲示場数+50,000 円) ÷ 掲示場数	223,500 円 (745 円×掲示場数)

※1 ポスターの掲示場数は、選挙管理委員会が選挙の都度決定します。

※2 上記は、ポスター掲示場が246箇所の場合です。